



2007年12月26日 第2008-14号

【発行】J A M

【発行責任者】斉藤 常

【編集】政策政治グループ

03-3451-2425

E-MAIL : seisaku.seiji@jam-union.jp

## 労働者派遣法改正見送り

12月25日、厚生労働省労働政策審議会職業安定分科会労働力需給制度部会（需給部会）が開催され、「労働者派遣制度の検討状況について（中間報告）」がとりまとめられました。この中間報告では、「労働者派遣制度に関する労使の意見が、根本的な部分で隔たりが大きく、今後、学識者による研究会を設け、根本的に検討するべき」との内容となっています。

需給部会では、2003年改正のフォローアップを始めとして、2005年5月から2年半にもわたって労働者派遣法の見直しについて検討を行ってきました。しかし、これまでの審議会では例を見ないほど、労使の意見に一致点が見出せず、議論が平行線をたどって今日に至っています。

次期通常国会での法改正は見送られましたが、大きな社会問題となっている日雇派遣への対応、派遣元事業主の情報公開、効果的な指導監督の実施について、必要な省令・指針を整備するために早急に検討を行うこととなっています。

### 法改正見送りは極めて遺憾

この報告を受けて連合は事務局長談話を発表。労働者保護を第一に据えた労働者派遣法の改正が急務である中、派遣労働者の期待や社会の要請に応えることなく、次期通常国会での法改正を見送ったことは極めて遺憾と述べています。

また、「労働者派遣法の規制緩和は、不安定雇用や低賃金労働を拡大させることにつながった」として、日雇い派遣やワーキングプアと呼ばれる労働者の貧困が極めて深刻な社会問題となっていると指摘。行政の指導監督の強化による法違反への厳正な対処をはじめ、早急な法整備による規制強化が必要であると強く主張しています。

### 審議会委員激励行動を実施

需給部会開催の前段に、連合は厚生労働省前で労働者派遣法改正を求める緊急集会を開催。

連合の各産別・地方連合会から約200人が参加しました。JAMからも本部を中心に約10人が参加しました。

需給部会にはJAMから市川政策・政治グループ長が委員として参加しています。中間報告を受け、市川委員は「労働者保護の改正が見送られたことは遺憾。研究会では雇用の基本原則に立った議論を求める」と意見を述べました。

### 【需給部会中間報告概要】

1. 本年9月には、「労働者派遣制度に関する検討課題」を取りまとめ、現在、当該検討課題に基づき、精力的な検討を行っているところである。しかしながら、現段階においては、検討課題の一部について労使の意見の一致が見られるものもある一方で、登録型の派遣労働、派遣受入期間、派遣労働者への雇用申込義務、事前面接等の派遣労働者の特定を目的とする行為、紹介予定派遣、派遣元事業主・派遣先の講ずべき措置等のあり方については、労使それぞれ根本的な意見の相違があり、隔たりが大きい状況にある。
2. このような意見の相違は、労働者派遣が原則自由であるべきと考えるのか、本来は限定的なものであるべきと考えるのかという基本的考え方の違いに起因するものであり、労働者派遣制度の根本的な検討を行うことなく、個別の制度の仕組みの議論をつづけても、有意義な結論に到達することは困難であると考えます。
3. こうした状況を踏まえると、現時点では、登録型派遣の考え方等労働者派遣制度のあり方の根幹に関わる問題については、厚生労働省に学識者からなる研究会を設け、労働者派遣制度の趣旨、登録型派遣の考え方、派遣先の責任のあり方を踏まえつつ、当部会で出された検討課題等を中心に、幅広く、法的、制度的な考え方について整理を行うとともに、当部会としては、当該研究会の結果も十分踏まえつつ、労働者派遣制度のあり方について、引き続き審議を深めていくべきである。
4. また、日雇派遣、派遣元事業主の情報公開及び効果的な指導監督の実施については、一定程度労使の意見の一致が得られているが、これらのうち、早急に対応すべきものについては、現行法制下における労働者保護の仕組みがより適切に機能するよう、必要な省令、指針の整備について、頭部会において速やかに検討を行うべきである。